

## 令和 8 年 第 4 回米子市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和 8 年 3 月 1 2 日 (木) 午前 9 時 3 0 分  
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実 (教育長)  
白 井 靖 二  
荒 川 陽 子  
塩 地 淳 子

欠席した教育委員会委員の氏名

永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 教育委員会事務局長         | 長谷川 和 秀 |
| 教育委員会事務局次長兼学校教育課長 | 仲 倉 昭 雄 |
| こども政策課長           | 永 榮 一 博 |
| こども施設課長補佐         | 前 畑 昇 吾 |
| 学校教育課長補佐          | 平 野 勝 久 |
| こども政策課室長          | 木 村 俊 文 |
| こども政策課担当課長補佐      | 佐 藤 祐 佳 |
| 学校教育課担当課長補佐       | 鉄 尾 知 史 |
| こども政策課主任          | 前 田 万佑子 |

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議 事

議案第 1 7 号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

議案第 1 8 号 市立学校の県費負担教職員の異動の内申について

議案第 1 9 号 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について

議案第 2 0 号 米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制  
定について

議案第 2 1 号 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規

程の制定について

## 開 会 午前 9 時 3 0 分

○浦林教育長 ただいまから、令和 8 年第 4 回米子市教育委員会臨時会を開会いたします。

### 1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員に白井委員を指名いたします。

### 2 議事

○浦林教育長 議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第 19 号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について」、議案第 20 号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 21 号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」を、本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第 19 号、議案第 20 号及び議案第 21 号を追加いたします。

議案は後ほど配布いたします。

○浦林教育長 引き続き、お諮りいたします。

議案第 17 号については、米子市として 3 月 18 日に公表を予定しているため、また、議案第 18 号及び議案第 19 号については、人事に関する案件であり、審議の内容を公にすることはなじめないため、これら 3 議案を非公開とすることを提案したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第 17 号から議案第 19 号については、非公開といたします。

○浦林教育長 それでは、日程第 2、議事に入ります。

議案第 17 号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 本議案は、市議会 3 月定例会最終日に提出を予定しております「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議案のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を取りまとめるものでございます。資料の 2 ページから 4 ページまでに、市議会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る部分を掲載しております。そして、5 ページ及び 6 ページに参考資料をそれぞれ載せております。それでは、5 ページの参考資料にてご説明を申し上げます。

この条例は、今年度末をもちまして米子市日吉津村中学校組合が解散することに伴いまして、その事務を米子市が承継するに当たり、米子市の関係条例において必要となる経過措置等を定めるため制定しようとするものでございます。制定内容のところに記載しておりますように、関係条例としては 16 の条例がございます。

このうち、(11) 米子市学校施設の使用に関する条例が教育に関する事務に係るものとなります。ページの下部の参考事項のところをご覧ください。

条例の改正の必要性についてですが、組合の解散に伴いまして、組合の解散前に組合の条例の規定により行いました申請、処分等の行為について、組合の解散後においては、本市の条例の規定によりした行為とみなすなどの必要な経過措置を定めるもの、そのほか、市立箕蚊屋中学校に係る学校施設の使用料の特例を定める必要があることから、必要な規定の整備を行うという内容のものでございます。

本市の学校施設の使用料につきましては、市外在住の方が使用される場合は通常料金の 2 倍の使用料を定めているところでございますが、箕蚊屋中学校に係る学校施設の使用料の特例を定めまして、これまで箕蚊屋中学校につきましては、米子市及び日吉津村在住者が通常料金で、それ以外の市町村に住む方は 2 倍の料金という定めをしておりましたので、これまでの経緯をふまえ、これまで組合の条例で定めておりました取り扱いを引き継ぎまして、米子市の条例に特例を定めようとするものでございます。

この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第17号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第17号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

説明員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

○浦林教育長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第18号から議案第21号までの配布をお願いします。

なお、今、お配りしました議案第18号及び議案第19号につきましては、委員会閉会後に回収させていただきますのでご了承ください。

【非公開】議案第18号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」

【非公開】議案第19号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について」

○浦林教育長 次に、議案第20号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永榮こども政策課長 議案第20号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。当日追加分の資料、議案第20号及び議案第21号を記載しております資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。議案資料の1ページに議案を、2ページに規則の一部改正案を、3ページに参考資料を掲載しております。

3ページの方をご覧くださいながら説明させていただきたいと思います。この度の改正につきましては、令和8年4月1日付組織機構改正により、教育委員会におけるDXをより一層効果的に推進するため、その役割を担う職として、教

育委員会事務局に参事を置くこととするため、所要の整備を行うものでございます。

規則の改正内容としましては、教育委員会事務局に必要な応じて参事を置くことができることとするとともに、参事の職責を定めるものでございます。

この規則は令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第20号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第20号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 議案第21号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 議案第21号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規定の制定について」ご説明申し上げます。議案資料の4ページをご覧ください。4ページに議案を、5ページに規定の一部改正案を、最後6ページに説明、参考資料を掲載しております。

では、6ページの方をご覧ください。こちら令和8年4月1日付組織機構改正により、教育委員会事務局に参事を置くことに伴いまして、専決及び代決規程について所要の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、事務局長以下の職員が専決をすることができない事項として、参事の休暇等及び出張に関することを定めるとともに、課長事務を取り扱うことを命ぜられている参事は、事務局長の第1次代決者となることができることとする内容のものでございます。

この規程は令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第21号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第21号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 本日の議事は、すべて終了しました。

以上をもちまして、令和8年第4回米子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

**閉 会            午前10時3分**